

大牟田市外国語指導助手（ALT）派遣業務仕様書

大牟田市教育委員会

大牟田市（以下「甲」という。）と業務委託会社（以下「乙」という。）は、外国語指導業務履行に際し、本「大牟田市外国語指導助手派遣業務仕様書」に従うものとする。

1 派遣業務の内容

業務内容は以下の通り

(1) 乙の業務管理

- ①配置人員は3名（小学校の配置人数と中・特別支援学校の配置人数は、契約締結後に調整する）
- ②本事業を適切に実施するための外国語指導助手（以下「ALT」と称す）への指導・助言
- ③配置校とのスケジュール等連絡調整
- ④ALTとしての知識・技能習得のための研修の実施
- ⑤外国語指導業務の報告
- ⑥労働基準法、労働派遣法、その他関係法令の遵守

(2) ALTが行う業務

- ①派遣先における外国語授業に関する担当教諭や学級担任等との打合せ
- ②英語活動・外国語活動・外国語科及び国際理解教育の指導
- ③学校行事等における児童生徒との交流
- ④効果的な授業実践に関する支援及び情報提供
- ⑤甲が実施する外国語に関する事業における支援
- ⑥上記のほか、甲と乙が合意した業務

2 ALTの資質能力

ALTは以下の資質を有する者とする。

- (1) 英語を母語とする者であり、かつ適切な発音等ができる者
- (2) 業務履行の上必要となる日本語能力を有する者
- (3) 派遣先の児童生徒、教職員等との良好な人間関係を築ける者
- (4) 公立小・中・特別支援学校のカリキュラムを理解しているとともに、基本的な教授理論・技術を習得している者

3 派遣業務の履行場所

大牟田市の定める小・中・特別支援学校を履行場所とする。これ以外の場所での業務の履行については甲乙協議の上決定するものとする。

なお、A L Tが自力で履行場所に通勤が可能であること。

4 派遣業務の履行日

- (1) 委託業務の履行日数は、令和9年4月1日から令和12年3月31日のうち、年間190日とする。
- (2) 乙が業務を履行する予定の日程のうち、天災・疫病・事件等の理由により、甲が学級閉鎖・休校を決定する場合、乙は当該日程の業務を履行したものとする。
- (3) A L Tが何らかの理由(病気、怪我、冠婚葬祭等)により所定の業務の履行が困難になった場合、乙は速やかに甲と協議の上、代替A L Tにより業務を履行する等の対策を講じ全業務の履行を完了するように最大限の努力をするものとする。但し、乙が全業務の履行を完了するための措置を講じたにもかかわらず、甲の都合により最終的に業務を行うことが不能になった場合は、甲乙協議の上、乙は当該日程の業務を履行したものとする。

5 派遣業務の履行時間

- (1) 委託業務の履行時間のうち授業における指導業務の時間は、次のとおりとする。
期間：令和9年4月1日 ～ 令和12年3月31日
時間：午前8時30分から午後5時00分まで（休憩60分含）
- (2) 乙の都合により履行が不能になった業務の履行時間については、別の履行日の業務履行時間に追加するか、あるいは新たに履行日を設定するかは、甲乙協議の上、決定する。

6 派遣業務履行状況の調査

- (1) 甲は、必要と認めるときは、乙に対し派遣業務の履行状況に関し、報告を求めることができるものとする。
- (2) 甲が、派遣業務の履行状況に問題が生じていると判断した場合、乙は調査の上、必要な改善をはかるものとする。

7 その他

- (1) 乙の都合により履行できない場合において、履行不能日数が学期あたり10日間を超えた場合、各学期の最終月の委託料支払額について、甲乙協議・合意の上、履行不能となった日数をもとに精算額を確定し、支払額を決定する。
- (2) 本仕様書の定めのない事項については、甲乙が十分な協議の上、本派遣業務の目的を十分達成しうるよう運用するものとする。

以上